

第1回金山町フォトコンテスト 作品応募要項

撮影テーマ 只見線再開通

募集期間 令和4年10月1日（土）～令和5年1月20日（金）必着

応募規定 金山町内を撮影した写真を、A4サイズで1人3点まで応募可能

表彰 金山町長賞、教育長賞、審査員特別賞

※会津かねやま雪まつり会場にて発表及び町ホームページに掲載します。

（入賞者には直接ご連絡いたします。宛先不明などで連絡がつかない場合は入賞を取り消すことがあります。）

審査員 星賢孝氏、金山町長、金山町副町長、金山町教育長、金山町文化協会長、金山町各公民館長、金山町観光物産協会長、ほか

主催 金山町教育委員会

応募上の注意

- （1）金山町中央公民館に郵送もしくは持参してください。（郵送料金は応募者負担、郵送中の紛失や破損には責任を負いません。）
- （2）令和4年1月1日以降に金山町内を撮影した写真が対象です。
- （2）加工写真（被写体の一部を消す、変形するなど）や合成写真は不可です。
- （3）作品は他のコンテスト等に入賞又は応募中のものは対象となりません。
- （4）応募点数は3点までですが、入賞は1人1点のみです。
- （5）作品の返却はいたしません。
- （6）応募作品の展示を予定していますが、撮影テーマや応募規定等に合わない作品は展示しません。
- （7）応募者本人が撮影したものに限りです。（本人撮影以外は審査の対象外）
- （8）審査結果についてのお問い合わせには応じられません。
- （9）肖像権等は応募者が事前に承諾を得た上で応募することとし、主催者は責任を負いません。
- （10）応募された全ての作品（入賞以外の作品も含む。）は主催者及び主催者が認めた団体等の広報・イベント・インターネット・印刷素材等に使用する可能性があります。その際の使用料は発生いたしません。また、使用の際は、あらゆる加工・改変を行えるものとし、応募者の氏名や住所（都道府県名・市区町村名）を表示すること（またはしないこと）ができるものとします。
- （11）応募された作品の原版（デジタルカメラの場合は、JPEG形式の画像データ）の提出をお願いする場合があります。
- （12）応募の時点で「応募上の注意」記載の条件に同意したものとみなします。